

問合せ先	中区福祉課高齢介護係 (504-2570)
	東区福祉課高齢介護係 (568-7730)
	南区福祉課高齢介護係 (250-4107)
	西区福祉課高齢介護係 (294-6218)
	安佐南区福祉課高齢介護係 (831-4941)
	安佐北区福祉課高齢介護係 (819-0585)
	安芸区福祉課高齢介護係 (821-2808)
	佐伯区福祉課高齢介護係 (943-9729)

後期高齢者医療費保険料の減免

1 支援策の内容

災害が発生した日の属する月から以後1年間（12ヶ月）の保険料の全額を月割で減免します。

2 対象者（要件等）

この度の震災により、被保険者又はその属する世帯の世帯主の所有に係る住宅、家財又はその他の財産につき損害を受けた金額（保険金等により補てんされるべき金額を控除した額）の割合がその住宅、家財又はその他の財産の価格の20%以上の場合。

3 手続きの方法

手続きに必要なもの

- ① 災害の事実を証明するもの（り災証明書等）
- ② 損害補てん額の分かるもの（損害保険会社の保険金振込通知書等）
- ③ 後期高齢者医療制度の被保険者番号が分かるもの（マイナポータルの資格情報画面、資格確認書等）

※ 詳しくは区福祉課高齢介護係にお問い合わせください。

4 申請期限

申請可能な状況になり次第、速やかに申請してください。